

## 令和7年 第4回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年4月24日(木) 午前9時30分～午前11時40分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
  - 議案第194号 農地法第3条による許可申請の件(1件)
  - 議案第195号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件(1件)
  - 議案第196号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(1件)
  - 議案第197号 令和6年度農業委員会活動計画の実施状況及び令和7年度農業委員会活動計画決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(3人)

## 8 会議の概要

### ○事務局

ただ今より令和7年第4回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

### ○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により、在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、4番〇〇委員、5番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入りますが、議案第194号受付番号1番と議案第196号受付番号1番及び2番については同じ場所、同じ譲渡人となっているため、議案第196号のところでまとめて説明、審議を行うこととし、まず議案第195号から説明、審議を行います。

議案第195号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

### ○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、1,046 m<sup>2</sup>

〇〇、田、1,032 m<sup>2</sup>

〇〇、田、92 m<sup>2</sup>

申請人 〇〇

転用目的 貸露天駐車場

以上です。

### ○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

### 〇〇〇委員

本件は、管理耕作が困難である農地を有効活用し、近隣の駐車場不足を解消することで地域活性化へ貢献したいと考え、今回の申請に及んだ次第です。近隣には住宅も多く、転用後は約60台駐車できますが、すでに45台契約しています。また、転用後の周辺の営農条件等も支障ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、議案第194号農地法第3条の規定による許可申請の件及び議案第196号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったため、審議決定たまりたく提案いたします。議案第194号受付番号1番、議案第196号受付番号1番及び2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第194号受付番号1番

土地の表示 ○○、畑、面積1,244 m<sup>2</sup>

○○、畑、面積737 m<sup>2</sup>

○○、畑、面積495 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積2,476 m<sup>2</sup>

坪単価 1,300円

議案第196号受付番号1番

土地の表示 ○○、畑、面積24 m<sup>2</sup>

○○、畑、面積472 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

所有権移転

農地区分 甲種農地

受付番号 2 番

土地の表示 ○○、畑、面積 413 m<sup>2</sup>

○○、畑、面積 84 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 貸露天資材置場

所有権移転

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

本件は、同じ譲渡人と譲受人で 3 条申請と 5 条申請を同時に申請している案件です。

譲渡人は、相続により申請地の所有者となったものの農業を行う意向がなく、譲受人は貸駐車場と貸資材置場として活用可能な土地を探しており、また、以前から農業に関心があったこともあり、両者の意見が合致したことから今回の申請にいたりました。譲受人は、現在は農機具を所有していませんが、知人から農機具を借り受け、また指導も受けながら農作業を行っていくとのこと。

転用部分については、それぞれ別会社が譲受人から借り受ける予定となっています。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

転用部分がこの部分になったのは何か理由がありますか。

○○○委員

申請地の現況を鑑み、今現在耕作している部分はそのまま農地として残したいという意向とのこと。

○○○委員

現地写真を見ると、柵のようなものや小屋のようなものが見受けられますが、これは何ですか。写真では分かりづらいですが、柵の中は耕作しているのですか。

〇〇〇委員

柵のようなものについては、これまで何度か作物を盗られたことがあるそうで、盗難防止のために設置しているそうです。中はしっかり耕作されています。

また、小屋のようなものについては、現在小規模の農機具を置いています。所有権移転後、除却するかそのまま使用するか決めていくそうです。なお、そのまま使用する際は、農業委員会へ届け出るとのことでした。

〇〇〇委員

転用部分が一体利用されないように擁壁のようなものを設置するのですか。

〇〇〇委員

農地と転用部分の境界、貸露天駐車場と貸露天資材置場の境界にはコンクリートブロックを設置し、農地と転用部分をしっかり区別し、また、転用部分は一体利用できないようにします。

〇〇〇委員

農業を行う意思がない方が所有し続けるよりは、今回のように農業をやる気のある方が農地を所有した方がいいと思います。

〇〇〇委員

何度も譲受人には確認しましたが、農業を行っていく強い意志は持っていました。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。まず議案第194号受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇委員

賛成の挙手

〇議長

13名中12名挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 196 号受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 196 号受付番号 2 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 197 号令和 6 年度農業委員会活動計画の実施状況及び令和 7 年度農業委員会活動計画決定の件について、次のとおり定めたいので、審議決定たまわりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

まず、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」という資料を御覧ください。

I の農業委員会の状況は令和 7 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制や各種統計調査等の数値を示しております。II の最適化活動の実施状況については、令和 6 年度の集積目標として、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針の中の集積目標 69%を達成するため、584ha という目標を立てましたが、実績としては、554ha でした。新規実績としては、105ha で、達成率は 94.8%です。

(2) 遊休農地の発生防止・解消についてですが、今年度は遊休農地の解消はありませんでした。(3) の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、現状で示している新規参入者は、認定新規就農者の数を示しています。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積については、農地を誰かに耕作してほしいという相談があった際に、新規参入者に貸し付けることが可能か、地権者に内諾を取った農地の面積を記入しています。2 の最適化活動の活動目標については、7 月から 1 月を活動強

化月間とし、農業委員及び推進委員の皆様には農地パトロールを行っていただき、事務局でも確認を行いました。推進委員等の点検・評価結果については、農業委員会としての目標達成率と皆様から提出いただいた活動記録簿の内容から国の通知による採点方法によって採点した結果、点数が10点となりました。15点未満だった場合「目標に対して期待をやや下回る結果となった」というものになることから、記載内容のとおりです。Ⅲの事務の実施状況につきましては、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務の件数等を記載しております。

続きまして「令和7年度最適化活動の目標の設定等」という表題の資料を御覧ください。

Iの農業委員会の状況については、令和6年度の実施状況の記載と同様、各種統計調査等の数値を記入しております。農地の集積は、①現状及び課題のこれまでの集積面積が554haとなっており、今年度末では584haを目標としております。これは、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針の中の集積目標69%を達成できる目標値にする必要があるため、この数値としています。

(2)の遊休農地の解消について、農業委員及び推進委員の皆様による農地パトロール等の活動を引き続き継続していただきたいと考えております。また、農地所有者の意向を踏まえ、国の施策等の活用を模索し、場合によっては非農地判断をすることも視野に入れ、適切な解消策を検討します。(3)の新規参入の促進につきましては、先ほども申しましたように、農地を誰かに耕作してほしいという相談があった際には、引き続き新規参入者に貸し付けることが可能かどうか、地権者に内諾を取るようになります。2の最適化活動の活動目標については、1人当たりの目標活動日数を6日間としています。また、昨年度と同様、活動強化月間として9月～11月を農地パトロールの実施期間とする予定です。また、新規参入相談会への参加を1回行う目標とします。

以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第197号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局  
お願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。